

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正について

現行						改正						改正理由																																				
<p>本則</p> <p>(任期付教員の昇任)</p> <p>第3条の4 別表第12号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期の定めのない教育職員とし、以後この規程は適用しない。</p> <p>2 前項に規定する任期付教員が、審査により任期の定めのない教育職員となり、その後昇任した場合も、前項と同様とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>グローバル教育学院</td> <td>教授、准教授、講師及び助教</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>総合情報メディアセンター</td> <td>教授、准教授、講師、助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>						番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	10	グローバル教育学院	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	12	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>本則</p> <p>(任期付教員の昇任)</p> <p>第3条の4 別表第10号及び第12号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期の定めのない教育職員とし、以後この規程は適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(略)</p>						<p>グローバル教育学院において、任期の定めのない教育職員が昇任した場合に、引き続き任期の定めのない教育職員とするための改正</p>
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																											
10	グローバル教育学院	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																											
12	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																											

附 則 (令和5年5月17日教規程第23号)

この規程は、令和5年5月17日から施行する。